平成２７年（フ）第５０５号
神奈川県平塚市長持568番地の６　コーポサンライズ103号
債務者　金井　　恵（旧姓川野・三川・伊藤）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２９８号
和歌山市古屋126番地17
債務者　山本　博子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３０号
和歌山市榎原112番地33　レオパレス中松江第３－105号
債務者　喫茶杏里こと　上野　順子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４９号
青森市本町３丁目２番１号　Ｆｅｅｌ本町405号
債務者　鹿内真紀子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
青森市千刈１丁目16番７号　サポートホーム千刈別館２階212号
債務者　工藤　安春
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３５号
千葉県松戸市五香６丁目６番地の８　尾崎コーポ204号
債務者　穐谷　則夫
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５３６号
千葉県松戸市五香６丁目６番地の８　尾崎コーポ204号
債務者　穐谷　奈緒（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５４０号
千葉県野田市五木新町20番地の13　プロムナードＢ101
債務者　杉本　　勇
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５４１号
千葉県野田市五木新町20番地の13　プロムナードＢ101
債務者　杉本　勇二
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５８６号
千葉県柏市みどり台５丁目５番16号　パールハイツ木立47－202号
債務者　川崎　富江
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５５号
神奈川県伊勢原市八幡台１丁目１番地の１公633号
債務者　小田　賢一
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５０７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津995番地の６　クレールメゾンＳⅡ101
債務者　池畑　康子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５１５号
神奈川県平塚市宝町11番28－205号　ライオンズプラザ平塚宝町
債務者　鈴木　　寛（住民票上の表記鈴木寛）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４２９号
宮城県多賀城市八幡字六貫田280番地　多賀城ウエストＡ104、従前の住所福岡県北九州市小倉南区湯川新町１丁目20－43－101
債務者　森下　良一
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５３６号
仙台市若林区荒井字広瀬東29番地　荒井東市営住宅１棟806
債務者　沼澤　義則
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
埼玉県本庄市児玉町吉田林35番地１　フォレストパークⅢ202号
債務者　奥泉　一男
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５４号
埼玉県本庄市小島３丁目５番14号　メゾネット小此木１号、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字八町河原2236番地
債務者　佐藤　勝正
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部